



# 子育て・教育・学校

※本文中の「小・中学校」には、義務教育学校前期および後期課程を含みます。

## 子育て支援

☎子育て支援課 ☎754-6252

### 親子で気軽に安心して利用できる遊び場

- ・地域子育て支援拠点(つどいの広場)
  - ・わたぼうし(ツナガリエ石橋内)
  - ・ホップくん(古江保育所内)
  - ・もりもりKIDS(ザ・ライオンズ池田内)
  - ・くるぼん(保健福祉総合センター内)
  - ・てしまの森(OPH石橋テラス内)
- ・五月山児童文化センター
- ・水月児童文化センター

### 親子ふれあいDAY

毎週土曜日、市内のお風呂屋さん(4カ所)に大人1人子ども1人の2人で行くと400円で利用できます。

### 子育て支援パンフレット

子育てに関する情報・問い合わせが一目で分かる「いちご応援団」や小学校区別での子育て支援の場が分かる「す・Kidsいけだ」など子育てに関する情報冊子を配布しています。

### 妊娠・出産・子育て応援補助金

妊娠、出産から子育て期の家庭の経済的な負担軽減を図るため、池田泉州銀行の「<池田泉州>妊活・育活応援ローン」の借入者に対し、利子の一部を補助します。  
※融資契約完了日から1カ月以内に申請手続きが必要です。

### 赤ちゃんステーション

公共施設などで授乳・オムツ替えができます。

## 児童家庭相談事業

☎児童家庭相談員 ☎754-6401

妊産婦や18歳未満の子どもとその家庭の子育てに関する相談の窓口です。

## 児童手当

☎子育て支援課 ☎754-6252

児童手当等は、原則申請した月の翌月分からの支給となります。申請日が翌月になっても、誕生日や異動日の翌日から15日以内であれば申請月分から支給します。

### 支給対象児童

中学校卒業まで(15歳の誕生日後の最初の3月31日まで)の児童

※公務員の方は勤務先から支給されます。

### 支給額

児童の年齢	児童手当の額(1人当たり月額)
3歳未満	15,000円
3歳以上小学校 修了前	10,000円 (第3子以降は15,000円)
中学生	10,000円

※児童を養育している方の所得が所得制限限度額以上所得上限額未満の場合は、特例給付として月額一律5,000円を支給します。所得上限額以上の場合は、児童手当などは支給されません。

※第3子以降とは、高校卒業まで(18歳の誕生日後の最初の3月31日まで)の養育している児童を数えます。



## 届出が必要なとき

- ・出生など養育する児童の数が変わったとき
  - ・離婚など児童を養育する人が変わったとき
  - ・受給者や児童が転入するとき、転出するとき
  - ・受給者が公務員になったとき、公務員でなくなったとき
- その他、受給者の氏名や池田市外にお住まいの配偶者や児童の住所が変わったときや、手当の振込先を変更したいときも手続きが必要です。

※持ち物など、詳しくはお問い合わせください。

## 保育所等

### 園 幼児保育課 ☎754-6208

保護者のいずれもが働いていたり、病気などの理由で保育できない家庭の生後57日目以上(こうせい保育園、きらきら保育園は3カ月以上、緑丘保育園、わくわく保育園、さつきこども園、石橋文化保育園、ヤクルトひよっこ保育園池田は6カ月以上、さくら幼稚園、あおぞら幼稚園、石橋文化幼稚園は3歳児以上から)の就学前までの乳幼児を保育します。募集は広報誌などでお知らせします。

**開所時間** 午前7時～午後7時(荘園保育所は午後8時まで、亀之森幼稚園・かめのもり乳児園、池田旭丘幼稚園・いけだあさひがおか乳児園は午前7時30分～午後6時30分、石橋文化幼稚園、石橋文化保育園、ヤクルトひよっこ保育園池田は午前7時30分～午後7時)

**費用** 保育料は乳幼児の年齢や保護者の市民税の所得割額に応じて決定(0～2歳児のみ、3～5歳児は無償)。給食費(3～5歳児)など。

## 保育所等の入所手続き

入所手続きは施設により大きく下記の二つに分かれます。

- ①保育所・地域型保育事業所・認定こども園(保育部分)を利用する
- ②幼稚園・認定こども園(幼稚園部分)を利用する

## 保育所・地域型保育事業所、認定こども園(保育部分)の利用の流れ

- 【1】池田市に「保育の必要性」の認定の申請と保育所などの利用を申し込む。
- 【2】申請者の希望、保育所等の状況などに基づき、池田市が利用調整を行う。
- 【3】保育所などへ入所。

## 幼稚園・認定こども園(幼稚園部分)の利用の流れ

- 【1】幼稚園等に直接利用を申し込む。
- 【2】幼稚園等から入園の内定を受ける。
- 【3】幼稚園等を通じて、利用のための認定を申請する。
- 【4】幼稚園等へ入園する。

## 教育・保育給付支給認定証

保育所・地域型保育事業所・認定こども園の利用を希望される方は、保育の必要性に係る認定を受けることが必要です。

詳しくは担当課にお問い合わせください。

## 入所申し込みの時期

入所の時期について詳しくは担当課にお問い合わせください。

### 4月入所申し込みについて

年度によって日程が異なりますので、詳細は広報誌や市ホームページをご覧ください。(令和4年度実績 11月14日～12月14日)

### 5月から3月までの間の入所申し込みについて

入所希望月の2カ月前から前月の5日(5日が土・日祝日の場合は直前の平日)まで受付を行います。

## 市立保育所・認定こども園

保育所・認定こども園名	所在地	電話番号
古江保育所	古江町4	☎753-9100
なかよしこども園	石橋4-6-1	☎761-6751
ひかりこども園	神田2-4-1	☎752-0414
さくら幼稚園	大和町1-4	☎751-3513
あおぞら幼稚園	畑1-1-1	☎751-9554



**園 幼児保育課 ☎754-6208**

**私立保育所(園)**

保育所(園)名	所在地	電話番号
細河保育園	東山町312	☎753-3380
ふしお台保育所	伏尾台1-37	☎751-1797
中央保育園	上池田2-2-34	☎751-8160
はたの保育園	畑1-22-1	☎753-3314
住吉保育園	住吉1-5-8	☎761-1264
緑丘保育園	緑丘2-5-15	☎751-3319
こうせい保育園	宇保町9-7	☎753-6300
きらきら保育園	室町7-7	☎754-1820
わくわく保育園	石橋2-12-11	☎760-5075
荘園保育所	荘園1-12-6	☎761-5353

**地域型保育事業所**

保育所(園)名	所在地	電話番号
子どものお家 ぞうさん保育園	緑丘2-6-20	☎747-4697
石橋文化保育園	石橋2-12-20-A	☎760-3100
スクルドエンジェル 保育園 池田駅前園	栄町10-17	☎768-8819
うおんぱと保育園	新町10-7	☎752-1777
ヤクルトひよっこ 保育園池田	鉢塚2-9-11	☎737-8961

**私立認定こども園**

園名	所在地	電話番号
宣真認定こども園	天神1-1-41	☎762-4500
ひめむろこども園	姫室町10-1	☎754-0084
亀之森幼稚園・ かめのもり乳児園	住吉2-3-1	☎762-1813
さつきこども園	城南2-4-20	☎751-6830
池田旭丘幼稚園・ いけだあさひがおか 乳児園	旭丘1-9-21	☎751-8152
石橋文化幼稚園	石橋2-12-12	☎762-0020
五月丘こども園	五月丘3-4-12	☎753-6000
てんじんこども園	天神1-1-13	☎761-3887

**児童発達支援センター**

**園 児童発達支援センター池田市立やまばと学園**  
(旭丘1-1-10 ☎762-3218)

子どもの発達に合わせて、いろいろな職種が連携しあい、それぞれの専門分野の立場から療育援助を行います。

**対象**

育ちに心配のある就学前の子ども

**病児・病後児保育室**

**園 病児・病後児保育室 ☎754-6626**  
**幼児保育課 ☎754-6208**

病気や怪我で集団生活できない児童を一時的にお預かりします。病気の急変の可能性が高い場合などお預かりできない場合があります。利用するには(1)保育所等や幼児保育課などで登録を済ませ(2)病院での診療情報提供書の提出が必要です。病児・病後児保育所に空き状況を確認し当日の午前10時までで予約してください。

**子育て短期支援事業(ショートステイ(宿泊型))**

**園 子育て支援課 ☎754-6401**

保護者の病気や育児疲れ、出産、仕事等で子どもの養育が一時的に困難になった場合、児童養護施設等(所在地は北摂・池田市外)で、一定期間お預かりすることができます。施設への送迎は保護者でお願いします。

**(要事前相談)**

- ・対象年齢 18歳未満
- ・利用期間 1回の利用期間は原則7日間以内
- ・利用料金 子どもの年齢・課税状況により負担金が異なります

※利用希望の方は子育て支援課にお問い合わせください。



## 教育と学校

☎ 幼児保育課 ☎ 754-6208

### 幼稚園児募集

10月の初旬に、次年度入園希望者の応募を受け付けています。転入者は定員に余裕があれば、年度途中の入園も随時受け付けています。詳しくは各園にお問い合わせください。

### 幼児教育・保育の無償化

3歳以上の未就学児童の保育料が無償化(月額25,700円上限)になります。手続きは、原則入園する園を経由して行っていただきます。また、保育の必要性に係る認定を受けた場合は、預かり保育の利用料が月額11,300円を上限に無償化されます。

詳しくは幼児保育課にお問い合わせください。

### 市立認定こども園

園名	所在地	電話番号
なかよしこども園	石橋4-6-1	☎ 761-6751
ひかりこども園	神田2-4-1	☎ 752-0414
さくら幼稚園	大和町1-4	☎ 751-3513
あおぞら幼稚園	畑1-1-1	☎ 751-9554

### 私立幼稚園・認定こども園

園名	所在地	電話番号
池田旭丘幼稚園・いけだあさひがおか乳児園(認定こども園)	旭丘1-9-21	☎ 751-8152
池田五月山教会幼稚園	五月丘2-7-19	☎ 751-5130
石橋文化幼稚園(認定こども園)	石橋2-12-12	☎ 762-0020

園名	所在地	電話番号
カトリック聖マリア幼稚園	満寿美町9-26	☎ 751-4428
亀之森幼稚園・かめのもり乳児園(認定こども園)	住吉2-3-1	☎ 762-1813
さつきこども園	城南2-4-20	☎ 751-6830
五月丘こども園	五月丘3-4-12	☎ 753-6000
宣真認定こども園	天神1-1-41	☎ 762-4500
てんじんこども園	天神1-1-13	☎ 761-3887
ひめむるこども園	姫室町10-1	☎ 754-0084
室町幼稚園	室町7-4	☎ 751-4029
友星幼稚園	伏尾台2-11	☎ 751-1828

### 小・中学校の新入学

☎ 学務課 ☎ 754-6291

新入学児童生徒のいる家庭には、1月に入学日と学校を指定した就学通知書を送付します。

### 小・中学校の転入学

☎ 学務課 ☎ 754-6291

総合窓口課で転入手続きをすると同時に、転入学手続きを行います。

「就学及び異動通知書」をお渡ししますので、前の学校から交付された「在学証明書」、「教科用図書給与証明書」と一緒に、転入学する学校へ持参してください。

なお、池田市立小・中学校以外の学校へ在学する(している)場合や、外国籍の方は、総合窓口課で転入手続きを済ませた後、必ず学務課にお越しください。

### 小・中学校の転退学

☎ 学務課 ☎ 754-6291

総合窓口課で転出手続きをすると同時に、転退学手続きを行います。

「就学及び異動通知書」をお渡ししますので、現在通学している学校へ持参し、「在学証明書」、「教科用図書給与証明書」を交付してもらってください。



## 池田市内での転校

### ☎学務課 ☎754-6291

総合窓口課で転居手続きを済ませた後、速やかに学務課へお越しいただき、転退学、転入学手続きをしてください。

「就学及び異動通知書」をお渡ししますので、現在通学している学校と転入学する学校に持参してください。

## 小・中学生の諸費用を援助

### ☎学務課 ☎754-6291

経済的理由により就学が困難な児童生徒の保護者に対し、学用品や給食、修学旅行などにかかる諸経費を援助します。通学している学校にお問い合わせください。

## 高校生・大学生への奨学金

### ☎学務課 ☎754-6291

市内に住み、高校・大学などへ進学される方で経済的理由で学資の支払いが困難な方に対し、審査の上、奨学金を支給します。

## 小学校の新入学児童の健康診断

### ☎学務課 ☎754-6902

新入学児童のいる家庭には事前に就学時健康診断通知書を送付し、11月に健康診断を行います。

## 小・中学生の医療費(援助対象の疾病のみ)を援助

### ☎学務課 ☎754-6902

就学援助を受けている方の子ども(小・中学生)が次の疾病を治療するとき(①トラコーマおよび結膜炎 ②白癬、疥癬および膿痂疹 ③中耳炎 ④慢性副鼻腔炎およびアデノイド ⑤う歯 ⑥寄生虫病)に利用できます。通学している学校にお問い合わせください。

## アレルギー対応給食

### ☎学校給食センター ☎751-8311

そば、落花生、かに、えびを含む食品は使用していません。また、アレルギー対応調理室において卵類の除去を実施し、パンと飲用牛乳の除去にも対応しています。

## 院内学級

### ☎院内学級 ☎754-6829

#### 教育政策課 ☎754-6294

院内学級は病気やけがで入院する子どもの教育を保障するクラスで市立池田病院内にあります。医師の許可があれば授業を受けることができ、転校手続きにより指導期間を出席とすることができます。

## NPO法人との連携

### ☎NPO法人トイボックス ☎751-1145

#### スマイルファクトリー

本市はNPO法人トイボックスと連携し、不登校やひきこもりなど児童・生徒を取り巻くあらゆる問題に関する相談活動やスクーリングを行っています。市民は無料です。

## 留守家庭児童会「なかよし会」(放課後児童クラブ)

### ☎地域教育課 ☎754-6610

放課後や学校の長期休業期間中、保護者が就労などで育成することが困難な留守家庭の児童を対象に、安心して生活できる場所を提供し、心身の健全な育成を図ります。

申込締切や入会要件など、詳細については地域教育課にお問い合わせください。

